

## コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
届出時の注意点について		
1	別紙3 銀行法施行規則第34条の34の1の2等について、改正案においては、婚姻前の氏名を証する書面の提出を求めている。仮に、戸籍上の氏名を証する書面が提出され、かつ、婚姻前の氏名を証する書面が提出されない場合、提出自体が無効とされるのか、従来通り、戸籍上の氏名として提出されたのみなされるのかを明らかにしていただきたい。	婚姻前の氏名の併記に際して、当該婚姻前の氏名を証する書面の提出が必要とされている場合であって、当該書面の提出がない場合には、届出等の修正若しくは当該書面の提出を求める、又は婚姻前の氏名が併記されていない届出等として取り扱われることとなります。
2	銀行法施行規則第三十四条の三十四第一項一号の二等、主要行等向けの総合的な監督指針2-1-5及び別紙様式4-10-1-1並びに中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針3-1-7及び別紙様式4-10-1-1について、届出書に「婚姻前の氏名」を併記する際には、届出書の添付書類（例えば、履歴書等。通常時にも提出する類のもの）に記載する姓名についても全て、「婚姻前の氏名」を併記する必要があるか。	添付書類等に婚姻前の氏名を併記する必要はありませんが、任意に併記することは可能です。
現状と本改正の趣旨について		
3	<p>「1. 改正の概要」について記載されている内容につき確認したい。</p> <p>「旧姓を併記することを可能とするため」に所要の改正を行うとある。これは、現状では、旧姓を併記することができない、すなわち、旧姓を併記した書類を提出した場合、受理されないということか。</p> <p>また、現状では、提出書類の備考欄や添付書類等に「〇〇の旧姓は●●です」と記載するだけでも、受理されないということか。</p>	<p>本改正以前において、婚姻前の氏名を併記した届出等を明示的に妨げる規定はありませんでしたが、当該氏名の真正性を確認する手続きを含め、婚姻前の氏名併記に関する手続きが定められておらず、婚姻前の氏名が併記されたと扱うかは必ずしも明らかではなかったと考えられます。</p> <p>そのため本改正では、婚姻前の氏名の併記を希望する際の手続きの整備を行っており、住民票等の提出の必要がある届出等においては、婚姻前の氏名の真正性を担保するため、「婚姻前の氏名を証する書面」の提出を求めることとしています。</p>
4	今回の改正は、あくまで単なるルールの明確化であって、現行法令の下でも、旧姓を併記した届出は可能であることを確認させていただきたい。	
5	このような改正をしないと旧姓での提出ができないのだとすれば、現状の行政の対応に問題があるのではないか。旧姓が併記された届出について、旧姓部分を「単なる参考情	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>報」と整理すれば、改正せずとも対応できると思う。</p> <p>届け出た旧姓を行政がどのように使うかが明らかにされていないことが、問題を複雑にしているのではないか。行政として「単なる参考情報」以上の使い方をするならば、その点を明記する改正こそが、本来行うべきことのはず。</p>	
6	<p>現行法令の体系においても、旧姓を「備考」といった形で取り扱うことにより、旧姓を併記した氏名を受理することは可能ではないか。</p> <p>ところが別添3にある銀行法施行規則の改正では、第34条の34第1号の2にあるように、旧姓を証明する書類の提出が義務付けられている。</p> <p>これは申請者に過度の負担を強いるという意味で、現状よりも後退していると思うので、見直しをお願いする。</p>	
行政の対応について		
7	<p>(別紙3) 銀行法施行規則第34条の34第1号の2等、婚姻前の氏名を証する書面の提出を求めている記述全般について確認させていただきたい。</p> <p>通常、行政が所管業者宛に文書を発出する際には、代表取締役が名宛人になると思うが、今回の改正により、金融機関の代表取締役が婚姻前の氏名を併記して提出した場合、行政から金融機関宛に発出される文書の名宛人は、どのように表記されるのか。</p> <p>法令上「証する書面」の提出まで求めるのであるから当然、行政から当事者宛に発出される文書には、その内容が反映されるべきと考えるが、名宛人についても婚姻前後の氏名を併記するのか。</p> <p>なお、仮に、公文書に婚姻前の氏名が記載されないのであれば、今回の改正は、単に本人が「自分は婚姻前の氏名で活動します」という事実を金融庁に知らしめる効果しかないと考えられる。そうであれば、「証する書</p>	<p>行政から発出する公文書等の名宛人の記載については、現在の戸籍上の氏名によることで足りると考えますが、婚姻前の氏名を証する書面が提出されており、婚姻前の氏名の併記を希望する旨の申し出がある場合は、個別に判断されることとなります。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	面」の提出までを求めるのは過剰な規制と考える。	
8	金融商品取引業者等の場合、法令上、業者の登録簿を公衆の縦覧に供することになっているが、登録申請書や登録事項変更届出書に婚姻前の氏名を併記した場合、当該登録簿にはどのように記載されるのか。	本改正後の手続きに従って婚姻前の氏名を併記して届出等を行った場合、登録簿にも同様に併記されることとなります。
婚姻以外による氏名変更における旧姓併記について		
9	銀行法施行規則第三十四条の三十四第一項一号の二等、主要行等向けの総合的な監督指針2-1-5及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針3-1-7について、「婚姻前の氏名」とあるが、離婚、養子縁組または離縁等により氏を改めた場合に、それ以前の姓を届出に併記することは許容されないのか。	離婚、離縁、養子縁組により氏を改めた取締役等については、現在の戸籍上の氏名とともにその変更前の氏名も届出等を行うことを求めるニーズの有無について、現段階では明らかではないことから、本改正の対象とはしていません。 なお、戸籍法において定められている届出をすることにより、離婚又は離縁する前の氏を称することができます。
10	婚姻以外の理由で氏名を変更している場合、旧姓の使用は可能であるか。	
婚姻前の氏名を証する書面について		
11	銀行法施行規則第三十四条の三十四第一項一号の二等について、「婚姻前の氏名を証する書面」とは具体的にどのような書面が該当するか。	戸籍謄本・抄本、戸籍の記録事項証明書等、婚姻前の氏名が記載されていることが明らかである書面が「婚姻前の氏名を証する書面」に該当します。
12	住民票の抄本が婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面の提出が必要であるとのことだが、婚姻前の氏名を証する書面とは 戸籍謄本であるとの認識で正しいか。 また、戸籍謄本以外に婚姻前の氏名を証する書面として使用できる書面に該当するものがある場合、ご教示いただきたい。	
13	金融商品取引業等に関する内閣府令第九条第二号ハの後段等にある「婚姻前の氏名を証する書面」とは、具体的には、戸籍謄本や戸籍抄本に限らず、婚姻前の氏が記載された年金手帳のコピー、有効期限内でありかつ婚姻前・婚姻後の両方の氏が記載された運転免許証やパスポート、住民基本台帳カード等のコピーも含まれるか確認したい。	年金手帳、運転免許証、パスポートや住民基本台帳カード等のコピーについては、記載されている氏名が婚姻による氏名の変更前のものであるかが明らかではないことから、婚姻前の氏名を証する書面として取り扱うことはできません。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
14	<p>別紙3の銀行法施行規則第34条の34第1号の2における「証する書面」の範囲については、可能な限り広範に認められるよう、柔軟な運用をお願いします。</p> <p>例えば、登記に旧姓併記が可能となった今、登記情報は証拠能力を有する書面と考えられるものの、銀行法規則第35条第3号により、役員の選退任は事前届出が原則とされているため、このままでは「証する書面」として使うことができない。「旧姓併記を希望する者については証する書面を用意することが困難である」という理由により「事前届出ができないやむを得ない事情がある」と解釈していただければ、登記情報も「証する書面」として利用できるようになる。</p>	<p>銀行法施行規則第三十五条第一項第三号にかかる届出については、「証する書面」の提出を求めています。</p> <p>「証する書面」の範囲については、個別の事例に応じ、判断することとなりますが、登記事項証明書については、婚姻前の氏名を併記する者の婚姻前の氏名が記載されている場合には、該当します。</p>
婚姻前の氏名併記が可能となった対象について		
15	<p>新「II-1-5 銀行が提出する申請書等における記載上の留意点」について、「銀行が提出する申請書等」には、およそ銀行が提出するあらゆる届出・報告書類が含まれるわけではなく、銀行法施行規則改正案に示された申請書の必要的記載事項として個人の氏名の記載が求められているもののみが対象という理解でよいか。</p> <p>仮に、そうではなく、本案は、銀行として提出が求められているすべての届出・報告について役員等の氏名を記載する部分がある場合（例として届出書面等の冒頭に記載する代表者名）には「婚姻前の氏名を併記することができることとする」という扱いが想定されているものである場合には、それらに記載する役員等の氏名は、戸籍姓あるいは婚姻前の氏（旧姓）との併記、のみならず、旧姓のみの記載によることもできるものとしていただきたい。</p> <p>（金融商品取引業等に関する内閣府令の別紙様式各号の氏名の記載に係る「注意事項」の改正案について同じ。）</p>	<p>本改正は、業を行う場合に当庁に提出する書類について、必要な手続きに従って婚姻前の氏名を併記することで、以降、役員等の氏名記載の際に、現在の戸籍上の氏名とともに婚姻前の氏名を併記することを可能とするものであり、婚姻前の氏名のみによる氏名記載を認めるものではありません。</p> <p>ただし、ご指摘の書面様式の冒頭において「所在地」や「商号」等と並んで記載欄が設けられている「代表者」や「代表者名」の記載欄のうち、監督指針で定めた様式については、あくまで様式例を示したものであり、法令上の追加の手当てが必要ではないことから、必要な手続きに従って婚姻前の氏名を併記した書類を提出している場合は、婚姻前の氏名のみでの記載も可能とします。</p> <p>なお、それ以外の府令等の様式一般については、今後、「①業を行うための免許・登録等の申請等時の提出書類、役員等の選任時の提出書類及び公衆縦覧に供する書類」と「②①以外の書類」に仕分けを行った上で、②については、婚姻前の氏名のみで記載しうよう手当てする方向で考えますが、この場合、追加的作業が必要となるため、まずは今回の改正案を施行することとします。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>(趣旨)</p> <p>今般の各業法の施行規則改正案においては、免許や許可に係る申請書における氏名記載に際しての旧姓併記を認める（及びそれを証する書面の添付）内容となっているところ、監督指針改正案は「申請書等」とされており、「等」の範囲は必ずしも明らかにはされていない。</p> <p>この点に関し、例えば、役員選任の届出については、当該個人の資格自体を確認する観点から、商業登記の記載（旧姓併記）と平仄を合わせた取扱いをする必要があるものと考えられる。</p> <p>他方、例えば、銀行が提出する他の届出・報告の提出者欄における代表者の記載等については、個人の資格の確認を目的とするものではなく、当該役員について旧姓併記の役員選任届出が提出されていれば、旧姓のみの記載であっても記載されている者の特定に支障はないものと考えられる。</p> <p>先般の商業登記規則の改正に関しては、取引の安全を図るため役員本人を特定するための情報として、旧姓のみではなく戸籍上の氏名も記録される必要があるものとされており（法務省のパブリック・コメント手続）、取引の安全すなわち相手方の保護という目的から、旧姓のみを表記して行う取引についての個人識別性を担保することが趣旨と解される。このことを踏まえても、銀行法その他各業法における届出・報告において求められる役員等の氏名の記載に関しては、その資格自体を確認する必要がある申請や役員等の選任の届出といったものについて商業登記（添付書類）と同様の記載を要するものとすれば十分であると考えられる。</p> <p>なお、改めて述べるまでもなく、婚姻等の事実はプライバシーに関する情報であり、届出・報告に伴う氏の記載については、その目的を損なわない場合は、当事者の選択によって、戸籍姓、旧姓との併記、のみならず、旧</p>	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>姓のみの記載でも差し支えないものとするべきと思料する。</p>	
16	<p>意見（１） 改正案で新設された中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針３－１－７について、今般の信用金庫法施行規則の改正対象とされた代理業の届出や指定紛争解決機関の指定申請書面関係の取扱い以外の届出、たとえば信用金庫法施行規則 100 条で定める役員の就退任に係る届出等も適用対象となる（旧姓の併記が可能であることを明確化している）との理解でよいか。</p> <p>意見（２） 仮に、今般の信用金庫法施行規則の改正対象とされていない役員の就退任に係る届出等も改正案で新設された３－１－７の対象となる場合、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針に基づき旧姓等を記載する対応を行う場合の届出の際は、今般の信用金庫法施行規則改正案で定められている証明書類の提出は必要ないとの理解でよいか。</p>	<p>ご意見（１）、（２）ともにご理解のとおりです。</p>
17	<p>別紙 1 から 41 の改正案において明示的に言及されている主体のほかにも、金融庁所管法令に基づき書類の提出が必要な関係者が多数存在するはずだが、それらの者が旧姓を併記した書類を提出する場合であっても、婚姻後の氏名に紛れがなければ、行政において受理可能であることを確認したい。</p>	<p>個別の事例における提出書類の記載方法等によると考えられるものの、原則として受理は可能ですが、住民票等の提出の必要がある届出等において、今回婚姻前の氏名の併記の手続きを整備していないものについては、婚姻前の氏名は併記されていないものとして取り扱われます。</p>
18	<p>会社の代表者が旧姓を使用する際にも、役員等が旧姓の氏名を使用する際と同様の方法で記載すると考えているが、この認識で正しか。</p>	<p>「会社の代表者」の性質に応じ、該当する法令に従って記載いただく必要があります。</p>